

日時・場所	令和8年5月25日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	櫻本市長、林副市長、北脇教育長、井狩政策調整部長、西村総務部長、井狩市民部長、山本健康福祉部長、事務局

1. 開会

2. 議題

①野洲市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

新型コロナウイルス感染症（COVID19）対応の経験を踏まえ、令和6年7月に約10年ぶりに国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画が抜本的に改定された。これを受けて県の行動計画が改定されたことに伴い、今般、野洲市の行動計画を11年ぶりに改定したため、審議する。

→審議了

<共有>

- ・プロジェクトチームの位置づけについて、計画書 P26 のとおり、市民部が主となり健康福祉部と連携するものである。その中で、国による流行の開始が発表された後、国及び県の動向を踏まえてプロジェクトチームを新たに設置することを定めており、本チームは対策本部が立ち上がる前に、情報を一括で収集し、対応を検討するチームである。その後、流行の拡大とともに、対策本部が立ち上がるタイミングで、専門的な組織が必要になると想定し、チームはその組織に吸収されていくイメージである。
- ・プロジェクトチームのメンバーについては、要綱を作成する中で、市民部、健康福祉部、総務部（人事課）で協議のうえ、本チームは危機管理監の指揮のもと行動する想定である。
- ・対策本部の中に病院事務部長が入っていないかということについて、感染症については医療現場が重要になることから、事務部長はそちらで指揮を執っていただきたいと思っている。なお、計画書 P19 には、【市対策本部組織体制】の本部員として「その他本部長が指名する市職員」とあることから、感染症の流行の場面に応じて、感染症に係る専門的な知識が必要ということであれば、病院事業管理者又は病院事務部長に出席していただき意見を聴取することを想定している。
- ・本計画の改定は、国や県が策定した枠組みに則って改定するもので、全体を準備期・初動期、対応期の3期に分けるという全面的な見直しが行われるとともに、対策項目についても市に関係する対策項目が増えたものである。

<意見>

- ・感染症対策について知見のある有識者を対策本部にアドバイザーとして招聘できないか。
→感染症の流行は広域的な対応となり、県の方で有識者の知見も交えて収集した情報を市町に伝達されることが予想される。については、現段階で市単独でのアドバイザーは必要ないと判断している。もし、市独自で発生するような状況になれば、計画の見直しを検討する。
→本計画の改定における検討段階において、審議会等に諮られているのか。

- 国の手引通りに作成しているので諮っていない。しかし、課題があれば見直す旨も書き込んでいる。
- ・本計画において市独自の部分はあるのか。
→プロジェクトチームの箇所のみである。
 - ・本計画において、国や県の課題の記載はあるが、市の課題はない。記載する必要はないのか。
→国の手引通りに作成したので記載する箇所がなかった。なお、今回プロジェクトチームを新たに設けたのは、前回の新型コロナ感染症時に健康推進課と自治防災課が別々に動き、情報共有が不十分であったという課題を踏まえたものであり、情報の一元化を目指している。
 - ・プロジェクトチームのメンバーについては、総務部、市民部、健康福祉部、関係部署という記載があるが、横断的に構成されるイメージでよいか。
→そうである。
→どの程度の職階の職員を想定しているのか。
→主任級以上を想定している。
→初動は非常に重要な場面になることから、全体を見て意見が言える職員が必要だと思う。
→プロジェクトチームで決定した方針が組織全体に影響するとともに判断を伴うものなので、管理職が良いのではないか。
 - ・計画書 P26（2）所要の対応 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置において、①→②→③の動きは感染症のフェーズがどんどん進行しているイメージで良いか。また、③で政策調整部が出てくるのはなぜか。
→そうである。また、③は市長部局であるということと、広報を目的として政策調整部広報秘書課を想定している。
 - ・計画書 P26（1）目的において、「関係機関における対策の実施体制を強化」とあるが、関係機関とは。
→病院や保健所、守山野洲医師会、東消防署等である。
 - ・法では計画の策定にあたって専門家の意見を聞かなければならないとあるが、専門家の意見を聞く必要があるのではないか。
→国の手引通りに作成し、県のチェックも受けている。
→形式はさほど重要ではなく、健康福祉部と市民部が本計画で機能するという確信があれば良いが、不安があるのであれば、専門家がいた方が良いのではないか。
→昨年度秋に本計画の改定について医師会に意見を聞いているところだが、特に意見は出ていない。
→機能する計画を作らなければ意味がない。
 - ・パブリックコメントは実施しないのか。
→本計画は庁内の行動計画なので、市民に直接影響がないと判断し、パブコメはしない。
 - ・庁内への周知方法は。
→次回の総合調整会議において、審議の内容を踏まえ、全協で報告する事項として報告事項として挙げる。

3. 閉会